

吉浜 稲荷 神社奉賛会 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会の名称は、「吉浜稲荷神社奉賛会」と称する。

第2条 (事務所)

本会の事務所は、神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜 1466-1
吉浜稲荷神社内に置く。

第3条 (目的)

本会は、当神社に対する奉賛・崇敬の心を持ち、崇敬者を増やし、信仰心の高揚に努め、本殿などの神社建物と境内環境を守り当神社の維持管理および運営の支援を通じて、当神社と地域の健全な発展を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の活動並びに当神社の行う事業に奉賛協力する。

- (1) 当神社が行う各種行事の積極的参加による奉賛協力
- (2) 当神社の環境を整え、設備の充実を図るための奉賛協力
- (3) 当神社を通じて会員相互間が交流を深めるための事業活動
- (4) 本会の目的を達成するために必要な諸活動
 - a. 会員を募り、本会の充実発展を図ること。
 - b. 会費および寄付金を集め当神社の財政基盤を確立し、充実させること。
 - c. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

第5条 (会員)

- (1) 本会の目的に賛同し、事業に協力する個人または法人は氏子であるか否か、住所の何処かを問わず、自由な意思により入会し、個人会員または法人会員となることができる。
- (2) 会員は終身その地位にある。但し、自由な意思により退会することができる。
- (3) 会員は、第7条に定める年会費を納入しなければならない。

第6条（入会）

会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、会長の承認を得るものとする。

第7条（会費）

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 入会時、その後は毎年4月に年会費を納入する。
- (2) 入会時に各自のご意思で決めていただく額をもって、その方の年会費とする。毎年4月に郵便振替用紙を送りますので、これをご利用いただくか、神社へ直接持参する。
 - a. 個人会員 1口 1,000円で5口 5,000円以上
 - b. 法人会員 1口 10,000円で1口 10,000円以上

第8条（退会）

会員は、口頭もしくは退会届を提出し任意に退会することができる。会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。
- (3) 本会則に違反し除名したとき。
- (4) 会員として不適当な行為があり除名したとき。

2 『除名に該当する事由』

本会は、会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つける行為または会員としての品位を損なう行為があったとき。
- (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 本会則に違反したとき。
- (4) 故意に本会の不調和を誘発する行為を起こしたとき。
- (5) 会長や本会の構成員へ脅迫、強制と同様、またはそれと同じと見なされる行為を行なったとき。
- (6) 本会の秩序、風紀を乱したとき。
- (7) その他、会員として不適当と認める相当の事由が発生したとき。

- 3 前項の規定により会員が除名となった場合、納入済みの会費は返還しない。

第3章 名誉会長

第9条 (名誉会長)

本会に名誉会長を置くことができる。

第4章 役員

第10条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |
| (6) 相談役 | 若干名 |

第11条 (就任)

本会の役員は原則として当神社氏子総会役員が就任する。

第12条 (任期)

- (1) 本会の役員の任期は、原則として当神社氏子総会に準じる。
- (2) 交替又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- (3) 役員は任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行う。

第13条 (職務)

役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この本会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
- (3) 会計役は、本会の出納一切の会計処理をする。
- (4) 会計監査役は、本会の業務および財産の状況を監査する。

第14条 (解任)

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、本会役員会の多数決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第15条 (総会)

この本会の総会は、年に1回、原則として会計年度終了後2ヶ月以内に、総会を開催するものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)会則、事業等の変更
- (2)解散
- (3)収支決算、収支予算並びにその変更
- (4)役員を選任又は解任
- (5)その他会の運営に関する重要事項

3 総会の議事は、出席した会員（委任状も含む）の過半数をもって決し、可
否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成する。

第5章 会計

第17条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条 (経費)

本会の経費は会費・寄付金等をもってこれに充てる。

第19条 (決算)

会長は毎事業年度終了後2か月以内に収支計算書を作成し、監査を経て総会
の承認を得なければならない。

第6章 補則

第20条 本会則に記載のない重要事項で必要な事項は本会役員会の決議をもつ
て、これを定めることができる。

第21条 この会則は役員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則 本会則は令和元年7月1日からこれを施行する。